

電気通信番号規則の細目を定めた件の一部改正について

I 改正の目的

電話番号 115 番は、現在、電報受付用として使用されている。一方、「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成 15 年 4 月施行。以下、「信書便法」という。）に基づき、電話で受け付けたメッセージを印刷して送達するなどの電報類似サービスの提供が始まっている。

総務省では、平成 20 年 4 月より「信書の送達サービス受付用への 115 番の使用に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を開催し、115 番を電報受付用に加え、電報類似サービス受付用にも使用することについて検討を行った結果、検討会報告書（平成 20 年 10 月）において、115 番で受付を行う電報と遜色のないものであること等の一定の条件の下であれば問題はないとの結論が得られた。

本件は、検討会報告書を踏まえ、電気通信事業者が 115 番を電報類似サービス受付用にも使用可能とするため、告示の一部を改正するものである。

II 改正案の概要

- (1) 115 番により識別される電気通信役務の内容を提供するための付加的な機能として、電報受付機能に加え、電報類似サービス受付機能を追加するための改正を行う。（別表第三号関係）
- (2) 別表第三号に規定する 1XY 番号について、他の電気通信事業者による付加的な機能を用いて提供される場合でも電気通信番号の指定の手續が可能であることを明確にするための改正を行う。（本則第四条関係）

III 改正の背景

- (1) 別表第三号関係
 - ① 電話番号 115 番は、現在、NTT 東西が提供する電報の受付用として使用されている。一方、信書便法に基づき、電話で受け付けたメッセージを印刷して送達するなどの電報類似サービスの提供が始まっている。
 - ② このような状況の下、電報類似サービスを提供する特定信書便事業者から、115 番を電報類似サービス受付用にも使用したい旨の要望が示され、総務省では、平成 20 年 4 月より検討会を開催し、115 番を電報受付用に加え、電報類似サービス受付用にも使用することについて検討を行ったところである。

- ③ 検討の結果、検討会報告書（平成 20 年 10 月）において、電気通信事業者が 115 番を電報類似サービス受付用にも使用することについて、
- ・ 115 番で受付を行う電報と遜色のない電報類似サービスの受付であること
 - ・ 特定信書便事業として許可を受けた特定信書便役務である電報類似サービスの受付であること
- 等の一定の条件を満たす場合には、問題はないとの結論が得られた。
- ④ 以上のことから、電気通信事業者が、電報類似サービスの受付用にも 115 番を使用可能とするための措置を行う。

(2) 本則第四条関係

- ① 別表第三号に規定する 1XY 番号は、一般的に利用者にとって覚えやすく利便性が高いという特徴を有するものであり、電気通信事業者が自らの電気通信役務の利用者に対して自網内で付加的なサービスを利用可能とし、その電気通信役務の価値を高める性格のものである。
- ② また、1XY 番号により利用者に対して付加的なサービスを提供するにあたり、他の電気通信事業者の付加的な機能を用いて提供する場合がある。
(例：115 番については、電報の受付を行う機能自体は NTT 東西が提供し、他の電気通信事業者は、NTT 東西の当該機能を用いて 115 番により自らの電気通信役務の利用者に電報受付サービスを提供している。)
- ③ この場合、1XY 番号は自網内で使用する性格の番号であることから、他の電気通信事業者の付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別する番号として、他の電気通信事業者の番号ではなく自らの 1XY 番号を使用して自らの電気通信役務の利用者に対して付加価値を提供しているものと考えられる。
- ④ 1XY 番号については、利用可能数が 100 個と少ないことや、各電気通信事業者における使用状況を把握する必要性などを踏まえ、他の電気通信事業者の付加的な機能を用いる場合でも、1XY 番号の指定を受けるための手続を行うことができるべきと考えられる。
- ⑤ しかしながら、現行の電気通信番号規則では、別表第二の 13 の項第二号において「電気通信役務の提供のための機能を有する設備を設置すること（総務大臣が別に告示する電気通信番号に限る。）」が番号の指定の要件とされており、他の電気通信事業者の付加的な機能を用いる場合は、この要件を満たすことが可能かどうか不明確であった。

- ⑥ 以上のことから、本件告示改正において、他の電気通信事業者の付加的な機能を用いて提供される場合、例えば、115 番を新たに電報類似サービス受付用に使用する際に他の電気通信事業者の電報類似サービス受付機能を用いる場合など、他の電気通信事業者の付加的な機能を用いて提供される場合についても電気通信番号の指定を受けるための手続が可能であることが明確となるよう措置を行う。